

春日部市在宅医療提供体制充実支援事業について

春日部市医師会

会長 中村 靖史

春日部市在宅サービス多職種連絡協議会

会長 竹田 広樹

春日部市において、切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供される体制を支援するよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めた①～③の支援事業を行う。

- ① 訪問診療医及び往診医の登録について
- ② 訪問診療及び往診患者情報の登録について
- ③ 在宅療養支援ベッドについて

① 訪問診療医及び往診医の登録について

- ・ 訪問診療医もしくは往診医（以下訪問診療医等）ごとに登録することとする。
- ・ 登録する訪問診療医等は、常勤・非常勤を問わない（ただし、訪問診療や往診に対し相談、依頼があったときに対応できる体制にある訪問診療医等を登録する）。
- ・ 訪問診療医等を登録する際、『春日部市訪問診療・往診医登録シート』に記載し（記入例を参照）、春日部市地域包括ケアシステム推進センターに郵送、もしくは FAX することとする。
- ・ 登録した訪問診療医等の情報に変更が生じた場合、春日部市地域包括ケアシステム推進センターに随時連絡をすること

② 訪問診療及び往診患者情報の登録について

- ・ 登録した訪問診療医等が主治医となる在宅療養患者（訪問診療及び往診患者）で、入退院を繰り返す（あるいは見込みのある）患者を登録する。
- ・ 患者情報の登録は、当面紙ベースとする。
- ・ 患者情報の登録の際には、患者に対する個人情報使用の同意を訪問診療医等が得ることとし、個人情報使用同意書を作成し、原本を患者様へ渡し、コピーを訪問診療医等が保管することとする。

- 患者情報を登録した患者は、在宅療養支援ベッドを利用することができる。
- 患者登録を行う場合、『春日部市訪問診療・往診患者登録シート』及び『サイン済みの個人情報使用同意書（コピー）』を春日部市地域包括ケアシステム推進センターに郵送、もしくは電話連絡後春進センターから訪問し用紙を回収することとする。
- 『春日部市訪問診療・往診患者登録シート』に記載されている担当の介護支援専門員に、登録された旨を春進センターより連絡をする。介護サービス事業者に関しては、介護支援専門員より必要事業所に連絡することとする。

③ 在宅療養支援ベッドについて

- 在宅療養支援病院に関しては、春日部厚生病院・庄和中央病院とする。
※変更等がありましたら、また改めてご連絡いたします。
- 在宅療養支援ベッドとは、在宅療養患者（訪問診療や往診患者）が、比較的軽症な症状（脱水や肺炎、尿路感染など）において入院を必要とするとき、スムーズに在宅医療と入院医療が連携し、在宅療養生活を継続するための入院医療（短期入院7日まで程度を想定【30日を超えるものは、想定外】）を確保するものである。
- 在宅療養支援ベッドは、訪問診療医等の登録をし、患者情報の登録をした、患者が対象になる。（施設も可能にする。ただし、協力医療機関を優先とする）
- 入院の可否については、訪問診療医等の判断を最大限尊重（入院判断を在宅療養支援病院で行うものではない）するものとする。
- 訪問診療医等は、在宅療養支援ベッドの趣旨を十分に踏まえることとし、いわゆる救急医療の患者等は、救急車を呼ぶなどの通常の救急で対応すること。また、対象患者に対し、紹介可能な医療機関がある場合は、その医療機関を優先して対応すること。
- 在宅療養支援ベッドの利用時間帯は、平日の昼間帯（※土日祝日と夜間帯は要相談）
- 在宅療養支援病院は、登録医からの要請に応じ可能な限り患者を受け入れる体制が必要。
- 春日部市地域包括ケアシステム推進センター（以下、春進センター）から在宅療養支援病院へ、その地域の訪問診療医等登録医情報および患者情報の登録状況を随時報告する。
（患者の登録情報は、参考程度とし、診療情報提供書及び訪問診療等主治医との連携をもって入院加療を行っていただきたい）

在宅療養支援ベッド入退院の連絡

- ① 在宅患者の病状の変化
 - 直ちに救急車を呼ばなくてはならない状況（意識がない・骨折など） ⇨ 119 番 救急車要請
- ② 訪問診療医等登録医による診察（病状確認）
- ③ 入院の必要性有りと判断（肺炎や脱水、尿路感染など）
 - 入院の必要性無しの場合在宅療養の継続
- ④ 従来からのネットワークで決まった入院先がある場合 ⇨ 入院先医療機関へ連絡
- ⑤ 入院先が無い場合 ⇨ 在宅療養支援病院の中から利用しやすい病院へ連絡（在宅療養支援ベッドの利用である旨を連絡すること）
 - 在宅療養支援病院の連絡先・部署名・担当代表者名を明確に登録訪問診療医等に伝えておく（春進センターから登録医へ連絡を行う）
 - 訪問診療医等登録医から在宅療養支援病院（担当者⇒担当医）へ連絡を行う。ただし、訪問診療医等登録医と入院医師との連携・連絡体制が取れるようにすること。
 - 在宅療養者本人または家族、訪問看護、居宅介護支援事業者からの直接病院への申し込みは受け付けない。
- ⑥ 入院するにあたり、「春日部市在宅療養支援ベッド利用申請書」及び「診療情報提供書」を在宅療養支援病院へ持参（もしくはFAX）する。
 - 春日部市在宅療養支援ベッド利用申請書は、本人又は家族が記入する。
 - 診療情報提供書は、登録医師が診察後記載する。
 - 来院は、タクシーや救急車等、主治医の判断とする。
- ⑦ 入院後、在宅療養支援病院は、春進センターに「春日部市在宅療養支援ベッド利用申請書」の内容について、すみやかに連絡する。
春進センター：048-745-8651（月～金・9時～17時）
- ⑧ 退院日が確定後すみやかに訪問診療医等登録医や介護支援専門員・訪問看護師等（在宅療養へすみやかに移行できるよう連携を取り、必要な医療介護情報の伝達や退院前カンファレンスを開催すること）及び春進センターに連絡を入れること。
- ⑨ 在宅療養支援病院は、毎月「春日部市在宅療養支援ベッド使用状況報告書」を春進センターへ提出する。

この事項に関してのお問い合わせは、春進センター、住所（〒344-0063 春日部市緑町 6-11-41）
電話（048-745-8651）・E-mail（harushin@skmg.jp）まで、ご連絡下さい。